平成27年度　第5回東区協議会次第

日時：平成27年9月25日（金）午後1時30分から

会場：東区役所　3階　31、32会議室

1　開会

2　会長あいさつ

3　議事

（1）諮問事項について

平成28年度東区役所費の予算要求の概要について　【区振興課】

（2）協議事項について

ア　浜松市斎場再編・整備方針（案）のパブリックコメントの実施について　【市民生活課】

イ　東区協議会推薦会の設置等について　【区振興課】

（3）地域課題について

東区協議会委員会報告について

ア　交通安全委員会

イ　地域防災委員会

ウ　地域福祉委員会

4　その他

（1）その他

（2）10月の開催予定　平成27年10月7日（水）午後1時30分から

会場　東区役所　3階　31、32会議室

平成27年10月　　日（　）午　　時　分から

会場　東区役所　3階　31、32会議室

5　閉会

第８号様式

浜市協第１５５－１号

平成２７年9月１５日

東区協議会　様

浜松市長　鈴木　康友

区協議会への諮問について

浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第１１条第１項から第３項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

１　諮問内容　　別紙第９号様式のとおり

２　答申期限　　別紙第９号様式に記載された期限のとおり

第９号様式

区　協　議　会

<table>
<tr><td colspan="2">区　　分</td><td colspan="4">■諮問事項　　□協議事項　　□報告事項</td></tr>
<tr><td colspan="2">件　　名</td><td colspan="4">平成 28 年度区役所費予算要求の概要について</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業の概要
（背景、経緯、
現状、課題等）</td><td colspan="4">―</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象の区協議会</td><td colspan="4">東区協議会</td></tr>
<tr><td colspan="2">内　　容</td><td colspan="4">平成 28 年度東区役所費の予算要求の概要について諮問するもの。</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考
（答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）</td><td colspan="4">10 月の協議会にて答申事項を協議します。</td></tr>
<tr><td>担当課</td><td>東区区振興課</td><td>担当者</td><td>鈴木　忠</td><td>電話</td><td>053-424-0115</td></tr>
</table>

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

平成２７年度　東区役所費　予算要求の概要

東区役所

（単位：千円）

	27年度当初 要求額Ａ	26年度当初 予算額Ｂ	増減 （Ａ－Ｂ）	内　　容
東区役所費	263,062	254,143	8,919	
人件費（附属機関の委員等）	2,031	2,020	11	区協議会委員報酬
区管理運営事業	52,547	47,431	5,116	庁舎、公用車の維持管理経費ほか
協働センター管理運営事業	47,170	47,160	10	天竜協働センターほか４館の維持管理経費
区協議会運営事業	376	330	46	区協議会に係る事務経費
地域力向上事業	9,961	9,014	947	・市民提案による住みよい地域づくり助成事業 ・区民活動・文化振興事業 ・区課題解決事業
行政連絡文書配布事業	45,506	45,160	346	行政文書の配布に係る経費
自治会振興事業	102,649	100,428	2,221	・自治会集会所整備助成事業 ・防犯灯設置維持管理助成事業
俳句の里づくり事業	2,822	2,600	222	十湖賞俳句大会や講演会開催等の経費

H27年度　地域力向上事業予算要求事業一覧

【助成事業】

	H27 予算要求額	H26 予算額
	3,800	3,800

【区民活動・文化振興事業】

事業名		H27 予算要求額	H26 予算額
1	第7回東区長杯キンボール大会	365	365
2	『東区・家康公ゆかりの里』推進事業	1,100	1,054
3	東区地域福祉講演会	280	280
4	東区大型商業施設との連携事業	70	70
5	東区市民映画音楽祭2015	1,500	1,307
6	【新規】東区”匠の技”講座	230	—
	計	3,545	3,076

【区課題解決事業】

事業名		H27 予算要求額	H26 予算額
1	東区　交通安全声かけ運動 ～交通事故ワースト1脱出大作戦～	830	800
2	中学生自転車危険予知体験教室	900	1,200
3	健康力アップ　in　東区	196	88
4	ノルディック・ウォークで健康力アップ	90	50
5	【新規】交通事故撲滅のための安全点検運動	600	—
	計	2,616	2,138

合計	9,961	9,014

第９号様式

区　協　議　会

<table>
<tr><td colspan="2">区　　分</td><td colspan="4">□諮問事項　　■協議事項　　□報告事項</td></tr>
<tr><td colspan="2">件　　名</td><td colspan="4">浜松市斎場再編・整備方針(案)のパブリック・コメントの実施について</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業の概要
（背景、経緯、
現状、課題等）</td><td colspan="4">背景　浜松市全体の火葬体数が増加することや、現火葬施設等の老朽化及び公共資産の適正保有の観点から、将来火葬体数に対応する安定した火葬炉整備と利用圏のバランスを考慮した、浜松市全体の斎場再編・整備方針を策定するため、パブリック・コメントを実施するものです。
斎場の課題
・火葬需要の増加（平成５２年ピーク時１０，８７１体）
・施設、設備の老朽化（建設からの経過年数）
・公共施設の適正保有（効率的な施設更新と集約化）
・各斎場個別内容（建替え等による他施設への代替困難、利用圏、過大火葬設備等）
斎場全体の考え方
・現有施設の集約による縮減化と有効活用
・適正規模、適正配置
・時代の要請に対応した施設整備
斎場再編・整備方針
〔稼働停止の影響、適正規模(地域性)、利用圏重複の解消〕これらの観点から、３斎場（浜北、雄踏、佐久間・水窪斎場）に集約する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">対象の区協議会</td><td colspan="4">東区協議会</td></tr>
<tr><td colspan="2">内　　容</td><td colspan="4">〔パブリック・コメントの概要〕
案の公表及び意見募集期間
平成２７年１０月１６日（金）から平成２７年１１月１６（月）まで
案の公表先
市民生活課、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館、市民協働センター（中区中央一丁目)、パブコメＰＲコーナー（市役所本館１階ロビー)
広報はままつ１０月号に情報掲載、浜松市ホームページ（http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp）に掲載
【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】</td></tr>
<tr><td colspan="2">備　考
（答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）</td><td colspan="4">平成２８年１月（予定）市民文教委員会へ意見募集結果及び市の考え方の報告
平成２８年２月（予定）意見募集結果及び市の考え方を公表</td></tr>
<tr><td>担当課</td><td>市民生活課</td><td>担当者</td><td>塚田　貴史</td><td>電話</td><td>４５７-２０２６</td></tr>
</table>

浜松市斎場再編・整備方針（概要版）

平成27年9月25日

市　民　生　活　課

1　はじめに（目的及び趣旨）

合併により、7箇所の斎場を有することになった。この7斎場の火葬炉は2基から14基、火葬体数は100体未満から約5,200体までと、火葬能力及び利用実績には大きな違いがある。

また、浜北斎場及び雄踏斎場を除いた5斎場では、建設後25年以上が経過し、老朽化による問題が生じつつあり、そのうち3施設は建設後40年を経過している。

なお、浜松市全体の火葬体数の推移として、平成18年度当時から比べると、平成26年度時点で約2割の増加となり、平成52年ピーク時には約6割の増加となることが見込まれる。

増加する火葬体数について、火葬能力や利用圏を基に想定すると、火葬能力を活かしきれていない斎場がある一方、市内で約90%弱の火葬を執り行っている現在の浜松・浜北・雄踏斎場の3斎場における火葬能力では近い将来限界を超えることは確実であり、早急な対応が必要である。

このようなことから、中長期的な視点に立ち、運営・維持修繕費の増加による影響と将来火葬体数に対応する安定した火葬炉の整備と利用圏のバランスを考慮した、浜松市全体の斎場再編・整備方針を策定するものである。

2　斎場の現状（平成２６年末現在）

浜松斎場：火葬棟は、昭和46年に供用開始、斎場棟は、昭和47年に供用開始、火葬炉を14基有し現在まで42年経過している。

浜北斎場：平成17年に一部供用、平成18年に全面供用開始、火葬炉を4基有し現在まで8年経過している。

雄踏斎場：平成7年に供用開始、火葬炉を3基有し現在まで19年経過している。

三ケ日斎場：昭和62年に供用開始、火葬炉を2基有し現在まで27年経過している。

天竜斎場：昭和49年に供用開始、火葬炉を3基有し現在まで40年経過している。

春野斎場：昭和47年に供用開始、火葬炉を2基有し現在まで42年経過している。

佐久間・水窪斎場：昭和60年に供用開始、火葬炉を2基（1基は予備炉）有し現在まで29年経過している。

3　斎場全体における課題

（１）火葬需要の増加　〔資料編２参照〕

浜松市の将来推計人口及び死亡率を基に予測すると、年間市内死亡者数としては、平成52年がピークとして10,660人と予測された。その年間市内死亡予測数に、現在の7斎場利用（持込）実績割合及び市外からの利用者割合を乗じた結果、平成52年の死亡者数のピーク時における、火葬体数の予測数としては、10,871体となる。

（２）施設・設備の老朽化等

老朽化の顕著な斎場の施設の更新をするにあたり、市内全体の火葬体数の約65%と一極集中している浜松斎場を、建替えや大規模改修等で稼動を停止した場合、火葬の数を考慮すると他斎場への代替えは困難である。

（３）公共資産の適正保有

現在の7斎場の火葬炉数は30基であり、ピーク時に必要となる26基を見かけ上は上回っているが、今後の改修に要する経費、利用圏を考慮すると計画的・効率的な施設更新とともに、施設の集約化が求められている。

4　各斎場における課題（主な内容のみ抜粋）

- 浜松斎場の稼動を全停止した場合、他斎場での代替は不可能
- 棺の大型化への対応
- 施設・設備の経年劣化による改修及び修繕
- 立地位置・利用圏
- 火葬能力の過大

5　斎場全体における考え

（1）現有施設の集約による縮減化と有効活用

「浜松市資産経営推進方針」の取組みの柱に基づき、利用可能な施設については、有効活用する。なお、現施設での火葬需要を踏まえ、敷地条件や建物等の経過年数並びに火葬設備能力を考慮し、集約化が可能な施設を最大限に有効活用する必要がある。

（2）適正規模・適正配置　〔資料編3参照〕

平成52年ピーク時の必要火葬炉数の試算では26基となり、現在の火葬炉数においては30基であるが、火葬需要に応じた適正配置とする必要がある。

なお、広範な市域における適正配置としては、集約化により有効活用する施設への利用において大部分の市民が、車による移動で概ね1時間程度の到達可能距離とする。

（3）時代の要請に対応した施設整備

平成52年まで増加し続ける死亡者数に比例し、火葬件数も増加が見込まれるなか、大規模災害等の緊急時においても、滞りなく火葬が執り行えることが必要である。

なお、整備・改修にあたっては、体格向上に対応した火葬炉や周辺環境に配慮した環境汚染防止設備など時代の要請に応えた設備導入が必要である。

6　斎場再編・整備方針

各斎場の再編・整備方針としては、以下の観点から3斎場に集約する。

- 建替え及び大規模改修による稼動停止の影響
- 適正規模の観点（ただし、地域性を考慮）
- 利用圏の重なり（重複の解消）

斎場名	方針	目標年度	必要炉数	備考
浜松斎場	廃止	雄踏斎場拡張以降	－	－
浜北斎場	存続（拡張）	平成32年度以降	10基（既存4基含む）	－
雄踏斎場	存続（近接地拡張）	平成35年度以降	15基（既存3基含む）	－
三ヶ日斎場	廃止	浜北斎場拡張以降	－	－
天竜斎場	廃止	浜北斎場拡張以降	－	－
春野斎場	廃止	浜北斎場拡張以降	－	－
佐久間・水窪斎場	存続	－	1基	地域性

浜松市斎場再編・整備方針（案）
に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。
浜松市では、平成１５年４月から、この制度を導入しています。

１．「浜松市斎場再編・整備方針（案）」とは

浜松市全体の火葬体数が増加することや、現斎場施設等の老朽化及び公共資産の適正保有の観点から、将来火葬体数に対応する安定した火葬炉整備と利用圏のバランスを考慮した、浜松市全体の斎場再編・整備方針を策定するものです。

２．案の公表期間及び意見募集期間

平成２７年１０月１６日（金）～平成２７年１１月１６日（月）

３．案の公表先

市民生活課、市政情報室、区役所、協働センター、中央図書館、市民協働センター（中区中央一丁目）、パブコメ PR コーナー（市役所本館１階ロビー）にて配布

浜松市ホームページ（http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp）に掲載
【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

４．意見の提出方法

意見書には、**住所、氏名または団体名、電話番号を記入**して、次のいずれかの方法で提出してください。
（意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。）

①直接持参	市民生活課（市役所本館３階）まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】（最終日の消印有効）	〒４３０－８６５２ 浜松市中区元城町１０３－２　　市民生活課あて
③電子メール	simink@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④ＦＡＸ	０５３－４５２－０２９１（市民生活課）

５．寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、平成２８年２月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

６．問い合わせ先

市民部市民生活課（ＴＥＬ　０５３－４５７－２０２６）

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

●パブリック・コメント実施案件の概要 …… Ｐ１～２
●浜松市斎場再編・整備方針（案）
１ はじめに …… Ｐ１
２ 斎場の現状 …… Ｐ２～Ｐ４
３ 斎場全体における課題 …… Ｐ４
４ 各斎場における課題内容 …… Ｐ５～Ｐ７
５ 斎場全体における考え …… Ｐ８
６ 斎場再編・整備方針 …… Ｐ９
●資料編 …… Ｐ１０～Ｐ１６
●意見提出様式（参考） …… Ｐ１７～Ｐ１８

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	浜松市斎場再編・整備方針（案）
趣旨・目的	・浜松市全体の火葬体数が増加することや、現火葬施設等の老朽化及び公共資産の適正保有の観点から、将来火葬体数に対応する安定した火葬炉整備と利用圏のバランスを考慮した、浜松市全体の斎場再編・整備方針を策定するものです。
策定（見直し）に至った背景・経緯	・浜松市全体の火葬体数の推移として、平成 18 年度当時から比べると、平成 26 年度時点で約 2 割の増加となり、平成 52 年ピーク時には約 6 割の増加となることが見込まれます。増加する火葬体数について、火葬能力や利用圏を基に想定すると、火葬能力を活かしきれていない斎場がある一方、市内で約 90%弱の火葬を執り行っている現在の浜松・浜北・雄踏斎場の 3 斎場における火葬能力では近い将来限界を超えることは確実であり、早急な対応が必要となります。
立案した際の実施機関の考え方及び論点	（1）現有施設の集約による縮減化と有効活用 「浜松市資産経営推進方針」の取組みの柱に基づき、利用可能な施設については、有効活用します。なお、現施設での火葬需要を踏まえ、敷地条件や建物等の経過年数並びに火葬設備能力を考慮し、集約化が可能な施設を最大限に有効活用します。 （2）適正規模・適正配置 平成 52 年における死亡者数のピーク時の必要火葬炉数の試算では 26 基となり、現在の火葬炉数においては 30 基であるが、火葬能力を活かしきれていない斎場があるため、火葬需要に応じた適正配置とします。 なお、広範な市域における適正配置としては、集約化により有効活用する施設への利用において、大部分の市民が車による移動で概ね 1 時間程度の到達可能距離とします。 （3）時代の要請に対応した施設整備 平成 52 年まで増加し続ける死亡者数に比例し、火葬件数も増加が見込まれるなか、大規模災害等の緊急時においても、滞りなく火葬が執り行えるようにします。 なお、整備・改修にあたっては、体格向上に対応した火葬炉や周辺環境に配慮した環境汚染防止設備など時代の要請に応えた設備を導入します。

<table>
<tr><td>案のポイント
（見直し事項など）</td><td>各斎場の再編･整備方針としては､以下の観点から３斎場に集約します。
・ 建替え及び大規模改修による稼動停止の影響
・ 適正規模の観点（ただし、地域性を考慮）
・ 利用圏の重なり（重複の解消）
<table><tr><th>斎　場　名</th><th>方　針</th><th>目標年度</th></tr><tr><td>浜松斎場</td><td>廃止</td><td>雄踏斎場拡張以降</td></tr><tr><td>浜北斎場</td><td>存続（拡張）</td><td>平成３２年度以降</td></tr><tr><td>雄踏斎場</td><td>存続（近接地拡張）</td><td>平成３５年度以降</td></tr><tr><td>三ヶ日斎場</td><td>廃止</td><td>浜北斎場拡張以降</td></tr><tr><td>天竜斎場</td><td>廃止</td><td>浜北斎場拡張以降</td></tr><tr><td>春野斎場</td><td>廃止</td><td>浜北斎場拡張以降</td></tr><tr><td>佐久間・水窪斎場</td><td>存続</td><td>－</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>関係法令・
上位計画など</td><td>墓地、埋葬等に関する法律</td></tr>
<tr><td>計画・条例等の
策定スケジュール
（予定）</td><td>平成２７年１０月～１１月　案の公表・意見募集
平成２７年１１月～１２月　市の考え方作成
平成２８年　１月　市民文教委員会報告
平成２８年　２月　意見募集結果及び市の考え方を公表</td></tr>
</table>

浜松市斎場再編・整備方針（案）

浜　松　市

目　次

1　はじめに …… 1

2　斎場の現状 …… 2
（1）浜松斎場 …… 2
（2）浜北斎場 …… 2
（3）雄踏斎場 …… 2
（4）三ケ日斎場 …… 3
（5）天竜斎場 …… 3
（6）春野斎場 …… 3
（7）佐久間・水窪斎場 …… 4

3　斎場全体における課題 …… 4

4　各斎場における課題内容 …… 5
（1）浜松斎場 …… 5
（2）浜北斎場 …… 6
（3）雄踏斎場 …… 6
（4）三ケ日斎場 …… 7
（5）天竜斎場 …… 7
（6）春野斎場 …… 7
（7）佐久間・水窪斎場 …… 7

5　斎場全体における考え …… 8

6　斎場再編・整備方針 …… 9

＜資料編＞
1　各斎場の施設概要 …… 10
2　火葬体数の将来予測 …… 13
3　必要炉数の試算 …… 14
4　斎場再編後位置図 …… 16

1　はじめに

～合併により浜松市は７斎場を有することとなった～

浜松市では、平成 17 年 7 月の 12 市町村の合併により、7 箇所の斎場を有することになった。

この 7 箇所の斎場の火葬炉数は、2 基から 14 基、火葬体数は 100 体未満から約 5,200 体までと、火葬能力及び利用の実態には大きな違いがある。

～現状と将来の課題について～

合併前は、旧市町村単位での利用が中心であったが、合併により市民の選択の幅は広がった。

しかしながら、浜松・浜北・雄踏斎場以外の 4 斎場の利用は、依然として合併前の旧市町村単位での利用が中心となっている現状に変わりなく、浜松斎場への高い集中状況が続いている。

さらに、浜北及び雄踏斎場を除いた 5 斎場では建設後 25 年以上が経過し、老朽化による問題が生じつつある。そのうち 3 施設は、建設後 40 年を経過している。

利用状況としては、1 年を通じて冬期の火葬者が多く、浜松、浜北、雄踏斎場では、火葬の申込をされてから火葬受入が可能となるまで、平均 2 日から 3 日の火葬待ち（平成 27 年 1 月実績）となっている。

火葬体数の推移として平成 18 年度当時から比べると、平成 26 年度時点で約 2 割の増加となり、平成 52 年ピーク時には約 6 割の増加となることが見込まれる。

増加する火葬体数について、火葬能力や利用圏などを基に想定すると、火葬能力を活かしきれていない斎場がある一方、市内で約 90%弱の火葬を執り行っている現在の浜松・浜北・雄踏斎場の 3 斎場における火葬能力では近い将来、限界を超えることは確実であり、早急な対応が必要である。

～浜松市斎場再編・整備方針の策定について～

このようなことから、中長期的な視点に立ち、運営・維持修繕費の増加による影響と将来火葬体数に対応する安定した火葬炉の整備と利用圏のバランスを考慮した、浜松市全体の斎場再編・整備方針を策定するものである。

2　斎場の現状　〔資料編１参照〕

（１）浜松斎場

〔普通炉 12 基・大型炉 2 基、日最大火葬数 24 体、式場有、駐車台数（普通車 27 台・ﾊﾞｽ 6 台）〕

① 火葬棟は、昭和 46 年 12 月 1 日に供用開始、斎場棟は、昭和 47 年 12 月 1 日に供用開始した施設で、現在まで 42 年経過している。

② 火葬棟は火葬炉 14 基を有し、施設構造の判断として「浜松市が所有する公共建築物の耐震性能に係るリスト」（以下「公共建築物の耐震性能リスト」という。）による耐震性能は、IS 値が 1.32 として Ｉｂ（耐震性能が良い）となっている。

③ 斎場棟は待合室や式場を有し、施設構造の判断として「公共建築物の耐震性能リスト」による耐震性能は、IS 値が 0.77 としてⅡ（耐震性能がやや劣る）となっている。

④ 火葬・斎場棟とも、経年劣化による外壁や内装、附帯設備の改修を必要とする箇所が多くあり、外壁関係においては構造に及ぼす影響も懸念される。

⑤ 利用者は、中区、東区、南区、北区（旧浜松市及び細江、引佐地区）、西区の市民が多く占めている。西区の旧浜松市の一部市民については、雄踏斎場を利用する者も増加してきているが、浜松斎場への利用も続いている。

⑥ 近年の体格向上に伴う棺の大型化により大型炉の設置が必要となっている。

⑦ 午前 9 時から午後 3 時までの 1 日 6 時間帯で遺体を受け入れている。

（２）浜北斎場

〔大型炉 4 基、日最大火葬数 6 体、駐車台数（普通車 50 台・ﾊﾞｽ 4 台）〕

① 平成 17 年 10 月 1 日に一部供用、平成 18 年 4 月 1 日に全面供用した施設で、現在まで 8 年経過している。

② 火葬炉を 4 基有し、施設構造の判断として「公共建築物の耐震性能リスト」による耐震性能では、新耐震基準を満たしている。

③ 利用者は、主に浜北区の市民であるが、北区、東区、天竜区の一部などからの利用がある。

④ 午前 9 時 30 分から午後 3 時 30 分までの 1 日 6 時間帯で遺体を受け入れている。

（３）雄踏斎場

〔大型炉 3 基、日最大火葬数 5 体、式場有、駐車台数（普通車 32 台・ﾊﾞｽ 2 台）〕

① 平成 7 年 4 月 1 日に供用を開始した施設で、現在まで 19 年経過している。

② 火葬炉を 3 基有し、施設構造の判断として「公共建築物の耐震性能リスト」による耐震性能では、新耐震基準を満たしている。

③ 市町村合併前の利用者は、ほとんどが、西区雄踏地区・舞阪地区の市民であったが、合併後は、西区の旧浜松市地域や南区、中区の一部からの利用が増加している。

④ 待合室は1階に2室、2階に2室あるが、1階の2室については施設の有効利用のため葬儀式場（通夜を含む）として兼用している。

⑤ 午前10時から午後3時までの1日5時間帯で遺体を受け入れている。

（4） 三ヶ日斎場

〔普通炉2基、日最大火葬数4体、駐車台数（普通車6台）〕

① 昭和62年3月1日に供用開始した施設で、現在まで27年経過している。

② 火葬炉2基を有し、施設構造の判断として「公共建築物の耐震性能リスト」による耐震性能では、新耐震基準を満たしている。

③ 利用者は、主に北区三ヶ日地区の市民である。

④ 午前9時、午前11時、午後1時、午後3時で遺体を受け入れている。

（5） 天竜斎場

〔普通炉2基・大型炉1基、日最大火葬数4体、駐車台数（普通車15台・ﾊﾞｽ2台）〕

① 昭和49年5月7日に供用開始した施設（第1待合室は昭和61年供用開始）で、現在まで40年経過している。

② 火葬棟は火葬炉3基有し、施設構造の判断として「公共建築物の耐震性能リスト」による耐震性能では、IS値が2.38としてIa（耐震性能が優れている）となっている。

③ 鉄筋コンクリート造の待合室は、施設構造の判断として「公共建築物の耐震性能リスト」による耐震性能では、IS値が0.80としてⅡ（耐震性能がやや劣る）である。また、木造の待合室は、施設構造の判断として「公共建築物の耐震性能リスト」による耐震性能では、新耐震基準を満たしている。

④ 利用者は、天竜区天竜地区、龍山地区及び磐田市の一部（旧豊岡村）の市民である。

⑤ 午前9時、午前10時、正午、午後1時で遺体を受け入れている。

（6） 春野斎場

〔大型炉2基、日最大火葬数3体、駐車台数（普通車20台）〕

① 昭和47年4月1日に供用開始した施設（待合室は平成8年に全面改築）で、現在まで42年経過している。

② 火葬炉2基を有し、施設構造の判断として「公共建築物の耐震性能リスト」での耐震性能はＩｂ（耐震性能が良い）であり、待合室含めて耐震性には問題がない。

③ 利用者は、天竜区春野地区の市民である。

④ 午前9時20分、正午、午後2時40分で遺体を受け入れている。

（7） 佐久間・水窪斎場

〔普通炉1基（予備炉）・大型炉1基、日最大火葬数2体、駐車台数(普通車19台)〕

① 昭和60年4月17日供用開始した施設で、現在まで29年経過している。

② 火葬炉2基（平成19年1月に火葬炉を1基から2基に増設）を有し、施設構造の判断として「公共建築物の耐震性能リスト」での耐震性能には問題がない。

③ 利用者は、天竜区佐久間地区及び水窪地区の市民である。

④ 午前8時30分、午後12時30分で遺体を受け入れている。

3 斎場全体における課題

（1）火葬需要の増加 〔資料編2参照〕

浜松市の人口は、平成17年をピークに減少傾向にあるが、高齢化の急速な進展により、65歳以上の老年人口は増加し続けており、それに伴い死亡者数も増加傾向にある。

利用状況として平成52年における死亡者数のピーク時には、平成18年当時と比べると約6割の将来死亡者数の増加が見込まれる中、市内斎場において安定した火葬が行えるよう、必要となる火葬炉や設備機器を確保することが求められている。

（2）施設・設備の老朽化等

7斎場のうち浜北及び雄踏斎場を除いた大半の斎場では、建物・設備とも老朽化が顕著であることから、計画的・効率的な更新が求められている。特に老朽化が顕著な浜松斎場は、市内火葬体数の約65%と一極集中しているため、建替えや大規模改修等で稼働を停止した場合、火葬炉数を考慮すると、他斎場での代替えは困難である。

火葬炉の更新については、近年の体格向上に伴う更なる棺の大型化に対応した超大型炉の設置が求められている。

（3）公共資産の適正保有

浜松市は、合併により膨大な土地や建物などの財産を保有することとなり、大規模改修や建替えなど更新時期を迎える施設が重なって発生することから、これまで以上に、施設の維持管理費や更新経費が大きな負担となることが確実な状況にある。

そのため、現在の7斎場における火葬炉数は30基あり、ピーク時に必要となる26基を見かけ上は上回っていることになるが、今後の改修に要する経費や利用圏などを考慮すると、計画的・効率的な施設更新とともに、施設の集約化が求められている。

4　各斎場における課題内容

（1）浜松斎場

① 建物・設備の老朽化への対応

火葬棟、斎場棟における建物及び火葬炉設備等の老朽化が増々進行している。

② 火葬体数増加への対応

今後の火葬体数増加を考慮すると、待合室及び拾骨室数が不足する。

③ 棺の大型化への対応

体格向上による棺の大型化（230 cm）に対応できる火葬炉が必要性である。

④ 火葬集中状態

浜松斎場の過大な火葬負担を解消する必要がある。

⑤ 施設整備・改修の対応

敷地の余裕や地形状況（高低差）を踏まえた、敷地内の施設整備や改修が必要となる。

市内火葬体数の約 65%を占める浜松斎場の稼動を全停止した場合、他斎場での代替えは不可能である。

≪稼動しながらの施設の建替えや大規模改修等により想定される影響の主な事項≫

A 浜松斎場の建替えの影響

現位置	・全火葬炉稼働停止 ・施設等の利用不可 ・他斎場への火葬振分 （他斎場の火葬能力大幅超過）	⇨	**≪想定される影響≫** ・浜松斎場の火葬体数(1 日平均火葬 17.3 体)を全ての他斎場へ振分けても、現状の火葬能力（他斎場火葬受入理論値 14.5 体(H26 実績)）では、現時点においても限界を超え不可能。
敷地内別位置	・全火葬炉の稼働可能 ・敷地利用の大きな制限 ・待合室又は駐車場の利用不可	⇨	**≪想定される影響≫** ・利用者等の安全性確保が問題となる。（利用範囲と工事範囲との錯綜等） ・周辺に臨時の待合室又は駐車場の確保が必要である。 ・建替えに伴う騒音、振動、粉塵への懸念

B 浜松斎場の大規模改修等の影響

一斉改修	・全火葬炉稼働停止 ・施設等の利用不可 ・隣接斎場への火葬振分 （他斎場の火葬能力大幅超過）	⇨	≪想定される影響≫ ・浜松斎場の火葬体数(1 日平均火葬 17.3 体)を全ての他斎場へ振分けても、現状の火葬能力（他斎場火葬受入理論値 14.5 体(H26 実績)）では、現時点において限界を超え不可能。
一部改修	・一部火葬炉の停止 ・施設等の一部利用制限	⇨	≪想定される影響≫ ・利用者の安全性確保が問題となる。 ・躯体等の改修に伴う騒音、振動、粉塵への懸念 ・最新火葬炉へ更新するうえで必要となるスペースの確保が問題となる。

（２）浜北斎場

① 火葬体数増加への対応

周辺市街地の整備や道路網整備によりさらに利用者が増加した場合には、拾骨室数が不足する。

② 棺の大型化への対応

体格向上による棺の大型化（230 cm）に対応できる火葬炉が必要性である。

③ 排気系列の対応

同一排気系列内における複数火葬炉の同時稼動が排気能力上困難である。

（３）雄踏斎場

① 施設・火葬炉設備の対応

施設及び火葬炉設備の経年劣化による修繕が必要である。

② 火葬体数増加への対応

今後の火葬体数増加を考慮すると、待合室及び拾骨室数が不足する。

③ 棺の大型化への対応

体格向上による棺の大型化（230 cm）に対応できる火葬炉が必要性である。

④ 立地環境（崖地）への対応

「急傾斜地崩壊危険箇所（111-Ⅱ-5424 田端Ａ）」の斜面地対応が必要である。

（4）三ヶ日斎場

① 収容能力不足への対応

自家用車やバス駐車場の駐車台数や待合室数、規模が不足である。

② 棺の大型化への対応

体格向上による棺の大型化（230 cm）に対応できる火葬炉が必要性である。

③ 施設・設備の改修及び修繕

施設の経年劣化による内装修繕の必要がある。

④ 平成26年度1日最大火葬数4体に対し、1日平均0.7体のため火葬能力が過大である。

（5）天竜斎場

① 施設の改修及び補修

第2待合室（木造）の耐久に問題があり、改修及び補修が必要である。

② 立地位置・利用圏

浜北斎場と重なる利用圏である。

（6）春野斎場

① 施設の改修及び修繕

施設や火葬炉設備等の経年劣化による修繕が必要である。

② 緊急時の電源設備不足への対応

地震・災害等の緊急時における火葬炉への電気供給の確保が必要である。

③ 立地環境（崖地）への対応

「急傾斜地崩壊危険箇所（110-Ⅰ-2242　高瀬）」の斜面地対応が必要である。

④ 平成26年度1日最大火葬数3体に対し、1日平均0.2体のため火葬能力が過大である。

（7）佐久間・水窪斎場

① 棺の大型化への対応

体格向上による棺の大型化（230 cm）に対応できる火葬炉が必要性である。

② 緊急時の電源設備不足への対応

地震・災害等の緊急時における火葬炉への電気供給の確保が必要である。

③ 平成26年度1日最大火葬数2体に対し、1日平均0.5体のため火葬能力が過大である。

5　斎場全体における考え

（1）現有施設の集約による縮減化と有効活用

「浜松市資産経営推進方針」の取組みの柱である「保有財産の最適化（縮減化）」、「保有財産の利活用」及び「活用財産の長寿命化」等の原則に基づき、利用可能な施設については、有効活用する。なお、現施設での火葬需要を踏まえ、敷地条件や建物等の経過年数並びに火葬設備能力を考慮し、集約化が可能な施設を最大限に有効活用する必要がある。

（2）適正規模・適正配置　〔資料編3参照〕

火葬体数の増加と施設の老朽化に対し、将来にわたって安定した火葬を執り行えるよう、対応可能な火葬施設が必要となる。

平成52年ピーク時の必要火葬炉数の試算では26基となり、現在の火葬炉数においては30基であるが、火葬需要に応じた適正配置とする必要がある。

なお、広範な市域における適正配置としては、集約化により有効活用する施設への利用において大部分の市民が、車による移動で概ね1時間以内の到達可能距離とする。

（3）時代の要請に対応した施設整備

平成52年まで増加し続ける死亡者数に比例し、火葬件数も増加が見込まれるなか、大規模災害等の緊急時においても、滞りなく火葬が執り行えることが必要である。

なお、整備・改修にあたっては、体格向上に対応した火葬炉や周辺環境に配慮した環境汚染防止設備など時代の要請に応えた設備導入が必要である。

6　斎場再編・整備方針

各斎場の再編・整備方針としては、以下の観点から3斎場に集約する。

- 建替え及び大規模改修による稼働停止の影響
- 規模の適正化（ただし、地域性を配慮）
- 利用圏の適正化（重複の解消）

斎場名	方針	目標年度	必要炉数	備考
浜松斎場	廃止	雄踏斎場拡張以降	―	―
浜北斎場	存続（拡張）	平成32年度以降	10基(既存4基含む)	―
雄踏斎場	存続（近接地拡張）	平成35年度以降	15基（既存3基含む）	―
三ヶ日斎場	廃止	浜北斎場拡張以降	―	―
天竜斎場	廃止	浜北斎場拡張以降	―	―
春野斎場	廃止	浜北斎場拡張以降	―	―
佐久間・水窪斎場	存続	―	1基	地域性

＜資料編＞

1　各斎場の施設概要　（平成 26 年末現在）

市内７斎場の概要と位置関係等については、次の表と斎場エリア図のとおりである。

区　分		浜松斎場	浜北斎場	雄踏斎場	三ヶ日斎場	天竜斎場	春野斎場	佐久間・水窪斎場
供用開始日		S46.12.1（火葬棟） S47.12.1（斎場棟）	H17.10.1（一部） H18.4.1（全面）	H7.4.1	S62.3.1	S49.5.7	S47.4.1	S60.4.17
経過年数		４２年	８年	１９年	２７年	４０年	４２年	２９年
火葬炉数	普通炉	12基(190)	－	－	２基(190)	２基(190)	－	１基(186)
	大型炉	２基(200)	４基(210)	３基(200)	－	１基(200)	２基(203)	１基(210)
	動物炉	２基	１基	１基	１基	－	－	－
拾骨室		２室	１室	１室	－	－	－	１室
１日最大火葬数		２４体	６体	５体	４体	４体	３体	２体
１日平均火葬数（年 303 日）		約１７．３体	約３．７体	約３．０体	約０．７体	約１．４体	約０．２体	約０．５体
式場等		洋室１	－	洋１・和１（待合兼用）	－	－	－	－
建物構造		火葬棟：ＲＣ造平屋建 斎場棟：ＲＣ造　地下１階地上３階	ＲＣ造平屋建（一部Ｓ造２階建）	ＲＣ造　地下１階地上２階	ＲＣ造平屋建	ＲＣ造平屋建（トイレ、第１待合室はW造　平屋建）	火葬場：ＲＣ造　平屋建 待合室：W造平屋建	ＲＣ造平屋建
駐車場		バス６台 普通車２７台	バス４台 普通車５０台	バス２台 普通車３２台	普通車６台	バス２台 普通車１５台	普通車２０台	普通車１９台
火葬業務		指定管理	指定管理	指定管理	委託	委託	委託	委託
敷地（㎡）		7,941	14,094	2,742	1,193	1,742	1,375	920
備　考						借地		友引火葬実施

※　火葬炉の（　）内の数値は棺の大きさ（単位ｃｍ）

＜建物構造＞

ＲＣ造：鉄筋コンクリート造　Ｓ造：鉄骨造　W造:木造

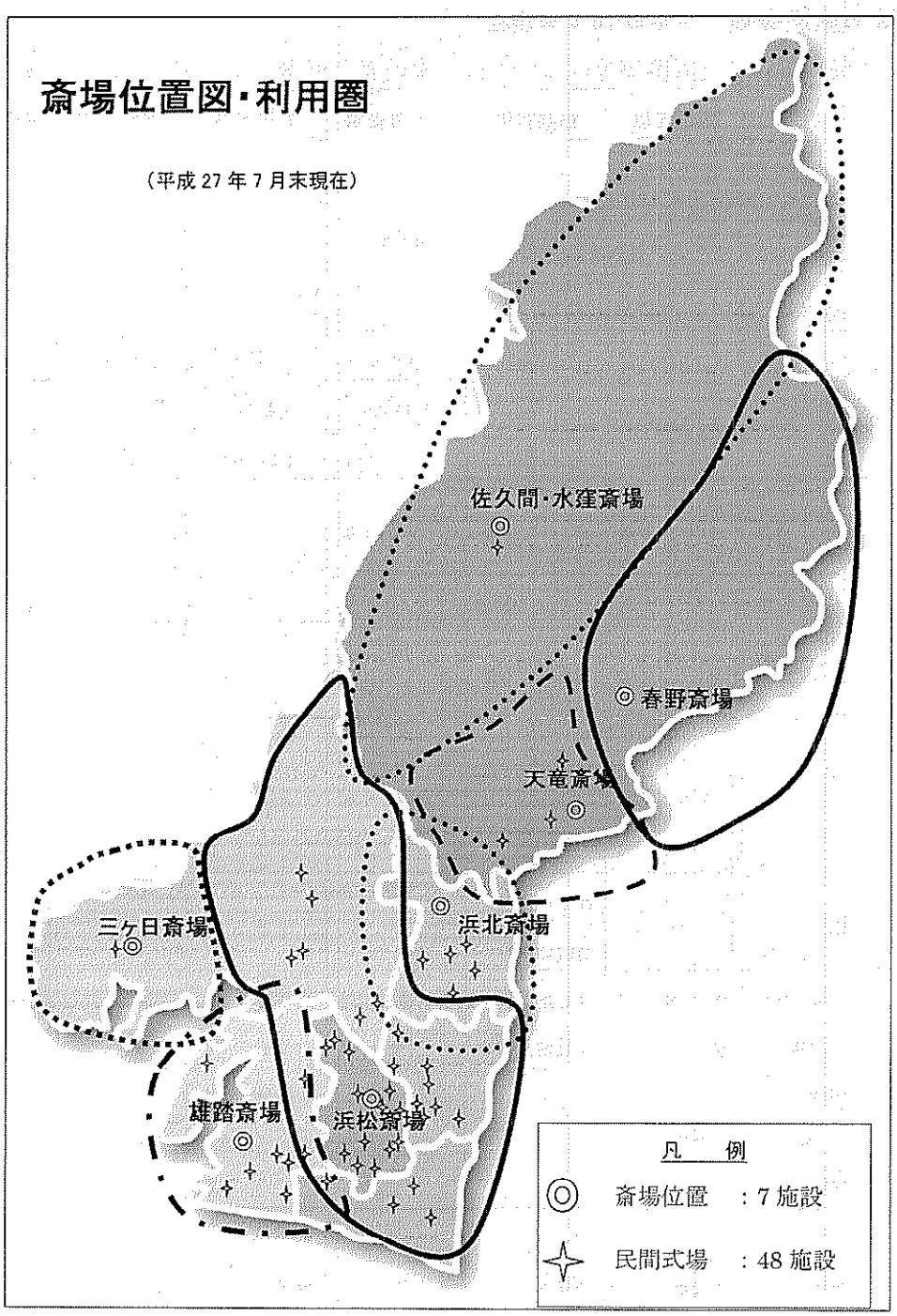

【各斎場の位置と民間式場との位置関係】

市内 7 斎場は、合併前の旧市町村単位で立地しているため、合併後の市域全体においてそれぞれの斎場との距離関係が近く、利用圏が重なる施設がある。

民間式場（葬祭ホール）は、平成 27 年 7 月末現在、市内 48 施設のうち約 2/3 の施設は、各斎場から 5 ㎞圏内に位置しているが、必ずしも斎場を中心とした分布ではなく、交通利便性が高い幹線道路沿いへの立地が多くみられる。

【死亡者の主な生前住所地状況】　※平成 26 年度実績

浜松斎場	中区 41%	東区 19%	南区 15%	北区 (細江・引佐) 8%	北区(旧浜松市) 7%	西区 6%
浜北斎場	浜北区 69%	北区 10%	東区 9%	天竜区 6%	—	—
雄踏斎場	西区(旧浜松市) 52%	西区(雄踏) 13%	西区(舞阪) 12%	南区 10%	中区 8%	—
三ヶ日斎場	北区(三ヶ日) 88%	北区(三ヶ日以外) 7%	—	—	—	—
天竜斎場	天竜区(天竜) 57%	市外(旧豊岡村) 24%	天竜区(龍山) 5%	—	—	—
春野斎場	天竜区(春野) 98%	—	—	—	—	—
佐久間・水窪斎場	天竜区 (佐久間・水窪) 99%	—	—	—	—	—

※利用割合が 5%以上の区のみ記載

【各斎場の火葬体数の推移】

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
浜松斎場	4,732	4,919	4,793	4,917	5,003	5,044	5,162	5,249	5,244
浜北斎場	636	719	713	765	896	997	998	1,011	1,102
雄踏斎場	509	624	658	684	788	848	834	873	895
三ヶ日斎場	164	189	203	162	213	199	234	187	204
天竜斎場	380	379	369	374	378	403	413	396	414
春野斎場	92	96	76	86	92	96	85	85	59
佐久間・水窪斎場	134	147	147	149	157	171	114	160	131
全斎場	6,647	7,073	6,959	7,137	7,527	7,758	7,840	7,961	8, 049

2　火葬体数の将来予測

（1）浜松市の将来推計人口

浜松市の総人口は、今後 30 年間にわたって減少が続き、平成 57 年には 664,406 人（H22-57 増加率▲17.0%）となる。

〔資料：浜松市の将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）〕

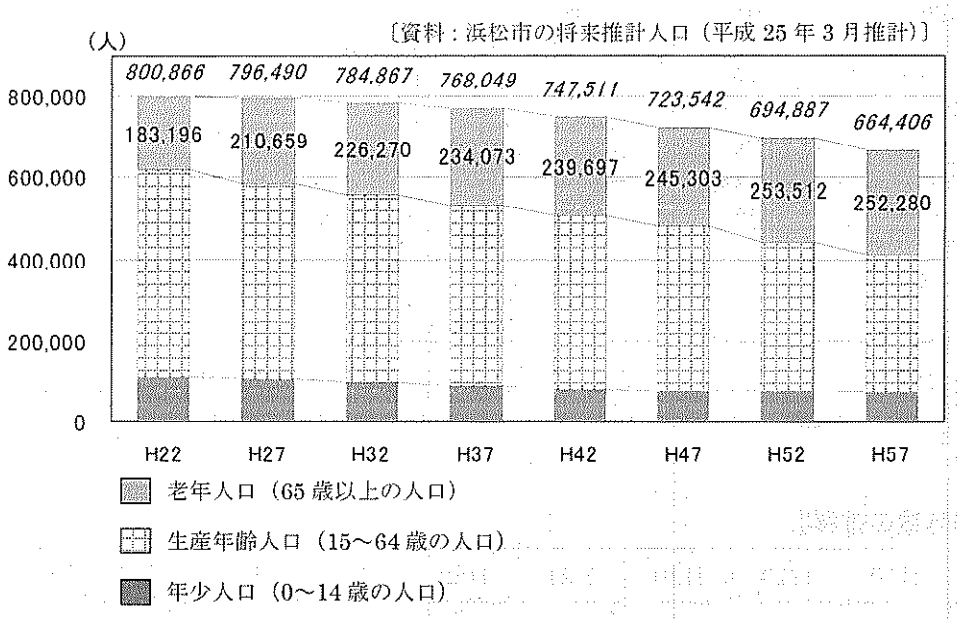

（2）将来火葬体数

将来火葬件数（火葬需要）

	H32	H37	H42	H47	H52	H57	H62
浜松市	9,437	9,954	10,451	10,850	10,871	10,745	10,657
中区	2,459	2,558	2,648	2,713	2,713	2,694	2,684
東区	1,454	1,598	1,722	1,802	1,807	1,800	1,809
西区	1,389	1,493	1,601	1,699	1,732	1,754	1,789
南区	1,165	1,244	1,302	1,334	1,312	1,283	1,261
北区	1,282	1,355	1,458	1,566	1,606	1,579	1,559
浜北区	1,099	1,178	1,260	1,335	1,359	1,350	1,351
天竜区	584	542	505	478	448	399	358

※網掛けはピークの値

※行政区別の率を基に人数の整数として算出しているため、各行政区の総和と全市の値は一致しない。

＜将来火葬件数の予測＞

年間火葬件数＝市内年間死亡者数×火葬率×持込率÷（１－市外率）

※持込率：死亡した浜松市民が市内の火葬場を利用した割合（過去 5 箇年の平均）

※市外率：市外受入数の割合（過去 5 箇年の平均）

3　必要炉数の試算

（1）浜松市全体における必要火葬炉数

平成 52 年ピーク時における浜松市全体の必要火葬炉数は、以下のとおりとなる。

平成 52 年各斎場火葬件数＝平成 52 年浜松市火葬件数×各斎場利用割合(H26 実績)

〔平成 52 年における各斎場火葬件数〕

浜松斎場	10,871 体 ×65.2% ＝7,088 件	10,697 体
浜北斎場	10,871 体 ×13.7% ＝1,489 件	
雄踏斎場	10,871 体 ×11.1% ＝1,207 件	
三ヶ日斎場	10,871 体 × 2.5% ＝ 272 件	
天竜斎場	10,871 体 × 5.2% ＝ 565 件	
春野斎場	10,871 体 × 0.7% ＝ 76 件	
佐久間・水窪斎場	10,871 体 × 1.6% ＝ 174 件	174 体

〔火葬炉数算定式（資料：火葬場の建設・維持管理マニュアル　－改訂版－）〕

$$\text{必要炉数} = \frac{(\text{年間火葬件数} \div \text{年間稼動日数}) \times \text{火葬集中係数}}{\text{1基1日当りの平均火葬数}}$$

年間火葬件数：10,871 体（平成 52 年予測数）

年間稼働日数：303 日（過去 5 箇年平均日数）

火葬集中係数：斎場休館日明けの火葬集中時でも火葬運営を低下させないための割増率

〔浜松、浜北、雄踏、天竜、三ヶ日、春野斎場:1.4〕〔佐久間・水窪斎場:1.75〕

1 基 1 日当たりの平均火葬数：2.0 回/基

【浜松、浜北、雄踏、三ヶ日、天竜、春野斎場】

〔(10,697 体÷303 日) ×1.40〕÷2.0　≒25 基

【佐久間・水窪斎場】

〔(　174 体÷303 日) ×1.75〕÷2.0　≒ 1 基　　計 26 基

（単位：基）

	H32	H37	H42	H47	H52	H57	H62
将来火葬件数	9,437	9,954	10,451	10,850	10,871	10,745	10,657
必要火葬基数	23	24	25	26	26	26	26

（2）再編後斎場における必要炉数

【雄踏斎場】　〔炉数算定：6,675 件÷303 日×1.4÷2.0　≒15 基〕

想定地域	H52 推計人口※	割合	H52 火葬体数	H52 必要炉数
西区全域、南区全域、中区・東区の一部	426,371 人	61.4%	6,675 体	15 基
浜松市全体	694,887 人	100%	10,871 体	26 基

【浜北斎場】　〔炉数算定：4,153 件÷303 日×1.4÷2.0　≒10 基〕

想定地域	H52 推計人口※	割合	H52 火葬体数	H52 必要炉数
浜北区全域、北区全域、東区・中区・天竜区の一部	265,467 人	38.2%	4,153 体	10 基
浜松市全体	694,887 人	100.0%	10,871 体	26 基

【佐久間・水窪斎場】　〔炉数算定：43 件÷303 日×1.75÷2.0　≒1 基〕

想定地域	H52 推計人口※	割合	H52 火葬体数	H52 必要炉数
天竜区の一部	3,049 人	0.4%	43 件	1 基
浜松市全体	694,887 人	100.0%	10,871 体	26 基

※（資料：平成 25 年 3 月推計人口〔各区の人口割合〕、平成 25 年 10 月 1 日住民基本台帳〔町別人口割合〕）

4　斎場再編後位置図

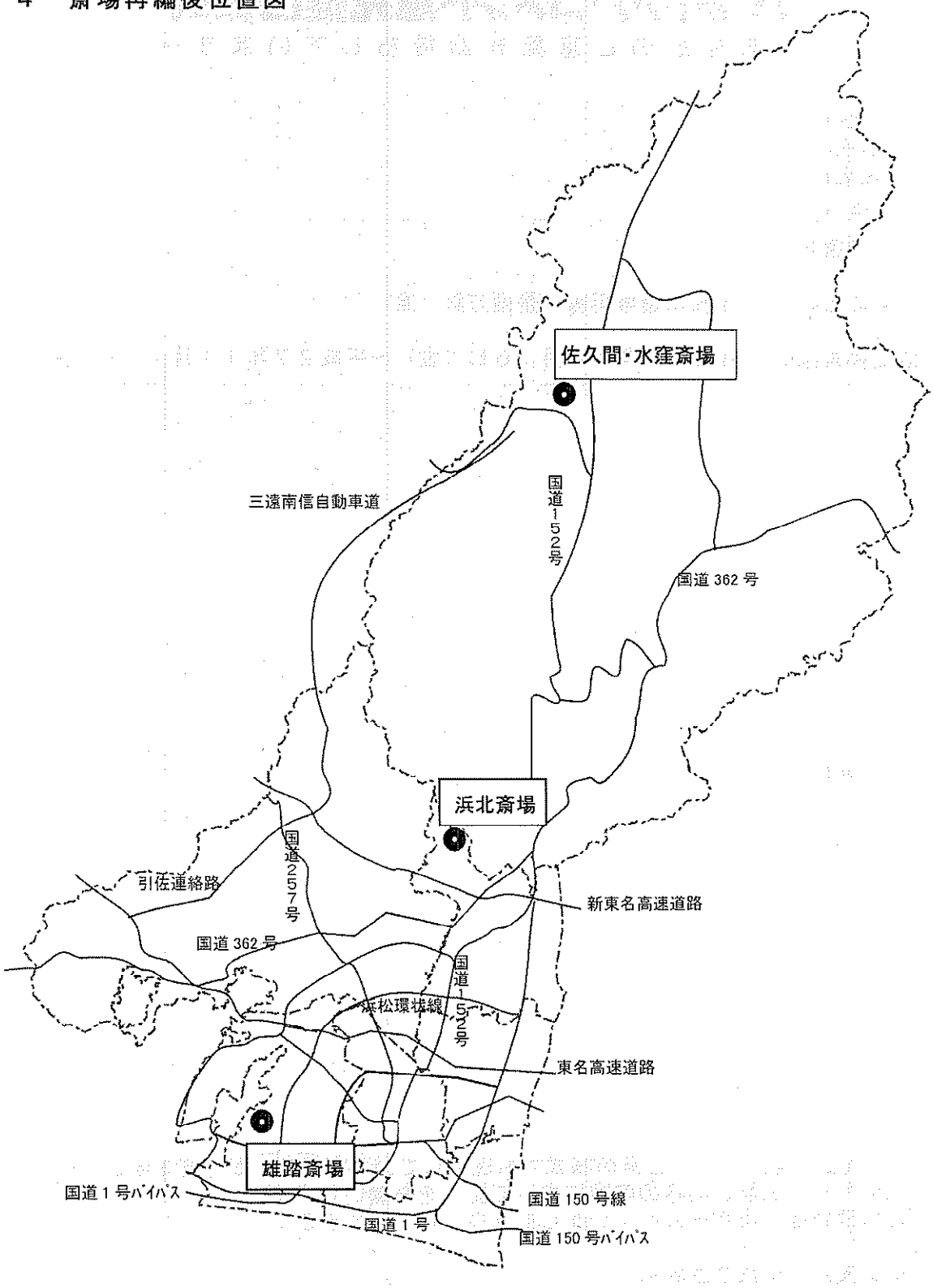
佐久間・水窪斎場
三遠南信自動車道
国道152号
国道 362 号
浜北斎場
国道257号
引佐連絡路
新東名高速道路
国道 362 号
国道152号
浜松環状線
東名高速道路
雄踏斎場
国道 1 号バイパス
国道 150 号線
国道 1 号
国道 150 号バイパス

パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

ご住所 （所在地）	
お名前 （法人名・団体名）	
電話番号	
案の名称	浜松市斎場再編・整備方針（案）
意見募集期間	平成２７年１０月１６日（金）～平成２７年１１月１６日（月）
意見欄	

・この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
・この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】　市民生活課あて
住所　　：〒４３０－８６５２　浜松市中区元城町１０３－２
ＦＡＸ　　：０５３－４５２－０２９１
Ｅ－ｍａｉｌ：simink@city.hamamatsu.shizuoka.jp

～どうやって意見を書いたらいいの？～

「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいか分からない場合には、以下の書き方例を参考にしてみてください。

＜書き方例＞

- ●ページにある「○○○○」という言葉は分かりにくいので、「□□□□」に変えてはどうでしょうか。
- ●ページの「△△△△」については、「■■■■」という内容を追加したほうがよい。その理由は・・・・・だからである。
- ●ページに書いてある目標件数ですが、「○○件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ●ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけるべき。

出世大名 家康くん

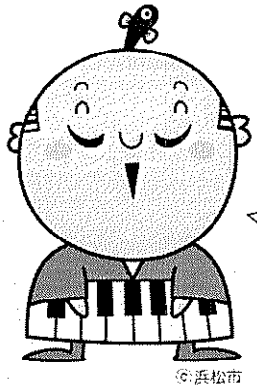

皆さんからの
ご意見を
お待ちして
おるのじゃ！

第９号様式

<table>
<tr><td>区　　分</td><td colspan="5">□諮問事項　　■協議事項　　□報告事項</td></tr>
<tr><td>件　　名</td><td colspan="5">東区協議会推薦会の設置等について</td></tr>
<tr><td>事業の概要
（背景、経緯、
現状、課題等）</td><td colspan="5">平成 27 年度で任期満了を迎える委員に代わり、平成 28 年度からの区協議会委員選任を行うため、設置条例施行規則第３条第１項の規定に基づき、東区協議会推薦会を設置します。
この推薦会の設置については、推薦会の組織及び運営に関して必要な事項については、区協議会の議決により、「東区協議会推薦会の設置等に関する要綱」において定められています。</td></tr>
<tr><td>対象の区協議会</td><td colspan="5">東区協議会</td></tr>
<tr><td>内　　容</td><td colspan="5">東区協議会推薦会の設置等に関する要綱（案）について協議していただき、要綱を改定するもの。
要綱（案）は、別紙のとおり。</td></tr>
<tr><td>備　考
（答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など）</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>担当課</td><td>東区区振興課</td><td>担当者</td><td>小楠浩規</td><td>電話</td><td>424-0115</td></tr>
</table>

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

別紙

東区協議会推薦会の設置等に関する要綱（案）

（趣旨）

第１条　この要綱は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則（平成１８年浜松市規則第７７号）第３条の規定に基づき、東区協議会推薦会（以下「推薦会」という。）の設置等について、必要な事項を定める。

（委員）

第２条　推薦会は、東区協議会委員７人で組織する。

２　推薦会委員は、区協議会の指名に基づき選任する。

３　委員の任期は、推薦会設置の日から、平成~~２６~~**２８**年３月３１日までとする。

４　推薦会委員は条例施行規則第２条第２項の規定による公募に応募することができない。

（会長）

第３条　推薦会に会長１人を置く。

２　会長は、委員の互選により定める。

３　会長の任期は、委員の任期による。

４　会長は、推薦会の事務を掌理し、推薦会を代表する。

５　会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときにその職務を代理する者をあらかじめ指名するものとする。

（会議）

第４条　推薦会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

２　会議は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

３　会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４　前項の場合においては、議長は、推薦会委員として議決に加わる権利を有しない。

５　会議は公開とする。ただし、議長又は推薦会委員の発議により、出席する推薦会委員の３分の２以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができる。

６　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席して行う説明又は助言、資料その他の協力を求めることができる。

７　会議の運営に関して、この要綱に定めのない事項は、区協議会の会議の例によるものとする。

（庶務）

第５条　推薦会の庶務は、東区役所区振興課において処理する。

（細目）

第６条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、平成２３年１０月２６日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２７年９月２５日から施行する。

東区協議会推薦会の概要について

１　委員の選任

区協議会の委員の選任については、設置条例施行規則第２条第１項により区協議会の公共的団体等の選定及び委員の推薦に基づいて市長が選任することとしています。

選任方法として、地域の活動や実情をよく認識している区協議会委員からなる推薦会を設置し、委員の推薦事務を行います。

（１）委員区分

委員区分は団体推薦委員、公募委員及び直接指名委員に３つに区分されます。

①区協議会が選定した公共的団体等が推薦するその構成員（設置条例施行規則第２条第１項第１号）

ア　団体推薦委員（必須）

※　公共的な活動を営む団体については、法人格の有無は問いません。

（例）　自治会、商工会、商工会議所、青年会議所、農業協同組合、森林組合、土地改良区、観光協会、体育協会、文化協会、シニアクラブ、ＰＴＡ、ＮＰＯ法人など

◇地方自治法（抜粋）
第 157 条　普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の綜合調整を図るため、これを指揮監督することができる。

◇行政実例（昭和 24．１．13）
公共的団体等とは、農業協同組合、森林組合等の産業経済団体、老人ホーム、育児院等の厚生社会事業団体、青年団、婦人会等の文化事業団体など公共的な活動を営むものはすべて含まれ、公法人でも私法人でもよく、また、法人でなくてもよい。

②前号に掲げる者のほか、区協議会が推薦する者（設置条例施行規則第２条第１項第２号）

ア　公募委員（必須）

附属機関の設置及び運営に関する基本方針から区協議会の委員は全て市民委員となり公募による登用が原則となりますが、住民の多様な意見の適切な反映及び地域の事情への配慮の観点から、委員の一部を公募による者とされています。

◇浜松市附属機関の設置及び運営に関する基本方針（抜粋）

（委員の公募）
第 5 条　附属機関の設置目的又は所掌事務を考慮し、必要により市民委員を登用する場合には、全て公募とすること。ただし、附属機関の所掌事務に照らし、行財政改革を担当する副市長が委員の公募が適当でないと認めるときは、公募を行わないことができる。

イ　直接指名委員（任意）

上記団体推薦委員及び公募委員に該当しませんが、区協議会が推薦した者を選任できるものです。

（例）学識経験者など

（２）区協議会による団体の選定及び委員の推薦

区協議会が団体の選定及び委員の推薦を行うにあたり、その案を策定するために推薦会を設置します。推薦会が策定した案については区協議会で承認し、市長へ提出します。

また、区協議会が選定した団体や推薦した者が、区協議会委員としてふさわしいと認められるものでなかった場合は、市長は、その理由を添えて区協議会に差戻し、再度、団体の選定又は委員の推薦をします。

（３）推薦会の設置

区協議会委員３人以上７人以内で構成し、区協議会の推薦案の策定等を行います。その役割は次のとおりです。

・公共的団体等の選定案の策定
・公募委員の推薦案の策定（選考）
・直接指名委員の推薦案の策定
・公募委員の公募の方法の決定
・区協議会が必要と認める事務

推薦会の委員は、公平性の観点から、再任ができない委員（２期目）で構成することが望まれます。

①要綱の制定

推薦会の設置については、設置条例施行規則第３条第１項に規定されています。委員会の組織及び運営に関する必要な事項について、区協議会の議決により、「東区協議会推薦会の設置等に関する要綱」において定めます。

②会議の運営

会議の運営については、「東区協議会推薦会の設置等に関する要綱」に基づいて行います。

会議の運営に関して、要綱に定めていない事項については、区協議会の会議運営の例により行います。会議の開催情報の公開については区協議会と同様に行います。

個人情報に配慮しながら、委員の率直な意見交換が行われるように会議の運営を行います。

また、会議の当日に非公開となる可能性がある場合は、開催情報にその旨を案内します（「各区協議会の会議の公開等に関する要綱」及び「浜松市附属機関の会議の公開に関する要綱」を参照）。

◇浜松市附属機関の会議の公開に関する要綱（抜粋）

（会議開催情報の公開）

第２条　附属機関の会議の開催に関する情報は、会議を非公開とする場合を含め、すべて事前に公表しなければならない。

2 附属機関を主管する課の長は、附属機関の会議の開催にあたっては、次に掲げる事項を記載した文書を別に定めるところにより情報公開を主管する課の長に提出しなければならない。

(1) 会議の名称
(2) 開催日時
(3) 開催場所
(4) 会議の議題又は内容
(5) 会議の公開・非公開・一部非公開の別（全部又は一部を非公開とする場合には、その理由）
(6) 会議の全部又は一部を会議の当日に非公開とする可能性のある場合においては、その旨
(7) 傍聴者の定員及び傍聴希望者が定員を超えた場合の対応
(8) 傍聴手続
(9) 会議録の写しの入手方法
(10) その他必要な事項

3 情報公開を主管する課の長は、各課から提出された会議の予定を次の方法により市民に周知しなければならない。

(1) 公民館、市政情報室その他庁舎内での掲示
(2) 市のホームページへの掲載

（原則公開）

第３条　附属機関の運営の透明性を確保するため、会議は、公開を原則とする。ただし、個人情報、法人情報、行政運営情報等の非公開情報（浜松市情報公開条例（平成１３年浜松市条例第３２号）第７条に規定する非公開情報に該当するものをいう。以下同じ。）を扱う会議は、その全部又は一部を非公開とすることができる。

2 会議の内容の一部に非公開とすべき情報が含まれているときは、必要な範囲で会議を非公開とすることができる。

3 会議の内容の一部に非公開とすべき情報が含まれている場合にあっては、議案の審議順序の変更等を行い、公開できる部分については、極力公開するよう努めなければならない。

（公開の可否の決定）

第４条　前条の規定により附属機関の会議を公開し、又は非公開とする場合は、あらかじめ当該会議の議を経なければならない。

2 附属機関は、会議の全部又は一部を公開しない旨の決定をしたときは、その理由を明らかにしなければならない。

区協議会委員選任スケジュール

・委員の委嘱日＝４月１日と想定

	区協議会	推薦会		区役所
			公募	
9月	・新委員構成の検討 ・推薦会の設置要綱制定			
10月	・推薦会委員の選任			
11月		・第１回推薦会 公募委員選考要領決定 公募の募集要項決定		・新委員について行政経営課に事前協議 （委嘱までに行えば足りる）
12月			・公募委員募集 広報はままつ 市・区ＨＰ等に募集記事掲載	・委員選任に係る資料作成 委員再任回数 他附属機関併任状況 公募審査等資料 公共的団体候補リスト など
1月	・推薦案議決 ・新委員推薦案を市へ提出	・第２回推薦会 公共的団体等の選考 公募委員の選考 直接指名委員の選考 ・新委員推薦案を区協議会へ提出	・公募委員の選考	
2月				・公共的団体等への推薦依頼 ・新委員就任承諾書の受領
3月				
4月				・新委員委嘱 ・行政経営課及び市民協働・地域政策課へ新委員名簿提出 ・新委員研修開催

（４）選任までの流れ

①委員構成検討及び推薦会設置要綱の制定（区協議会）

・委員構成（分野など）の意見交換（必要に応じて）

・推薦会設置要綱（ひながた参照）の検討・決定

②推薦会の開催（推薦会）

推薦会については、選考の進捗状況より必要な回数を開催します。

●第１回推薦会

区協議会会長名で開催通知を送付します。

【内容】

・推薦会会長の互選

・推薦会の役割の説明

・附属機関の設置及び運営に関する基本指針の説明

・区協議会公募委員選考要領（ひながた参照）の検討及び決定

・区協議会公募委員募集要項（ひながた参照）の検討及び決定

・会議の公開・非公開の決定（以後の会議分も含む）

●第２回推薦会

推薦会会長名で開催通知を送付します。

【内容】

・団体推薦委員の公共的団体等の選定

・公募委員の選考

・直接指名委員の選考

③新委員推薦案の承認（区協議会）

推薦案の公募委員及び直接指名委員に現区協議会委員が含まれる場合は、当該委員は自己の推薦に係る事項の議事に加わることができません。（設置条例施行規則第５条第４項）

定足数に満たないことのないように、必要に応じて議事を分離します。

会議資料について、個人情報が含まれる可能性があるため、資料の作成や区協議会委員の資料管理への注意喚起、傍聴者への配布資料など配慮をする必要があります。

推薦会の推薦案が否決された場合は、否決の理由を添えて推薦会に差戻します。

④区協議会新委員の推薦事項の提出（区協議会）

（第１号様式　第２-１、２-２、２-３号様式　第３－１号、第３－２号様式）

⑤新協議会委員の委嘱（区振興課）

・公共的団体等への推薦依頼

・区協議会委員就任承諾書（第４号様式）の受領

・新委員の委嘱の起案・決裁（決裁者　担当副市長）

・新委員へ委嘱状交付
・行政経営課及び市民協働・地域政策課へ新委員報告
※　区協議会からの推薦者等が、区協議会委員としてふさわしいと認められるものでなかった場合は、その理由を添えて、区協議会に差し戻し、再度、推薦をしてもらいます。

（５）公募の作業手順

推薦会が公募を行う場合の標準的な作業手順は次のとおりです。

【手順１】公募委員選考要領及び募集要領の決定

公募委員選考要領（ひながた参照）及び公募委員募集要領（ひながた参照）を検討・決定します。

＜募集要項に記載する事項＞（浜松市附属機関の委員の公募に関する要綱より）

・名称
・所掌事務又は活動内容
・公募する委員の人数
・委嘱する期間
・会議の開催予定回数及び開催時期（曜日、時間帯等）
・応募資格及び応募するための条件
・報酬、費用弁償
・応募の方法及び応募期間
・選考方法
・選考結果の通知方法

【手順２】公募委員の募集

広報はままつ及び市・区ホームページなどへ掲載その他の方法により募集要項の公示を行います。

公募期間は２週間以上です。

【手順３】公募委員の選考

推薦会にて選考を行います。

※　公募委員の選考に関する情報は、浜松市情報公開条例に規定する非公開情報に該当しない限り、極力公開に努めなければなりません。

したがって、応募者の氏名（選考されなかった者に係るものを含む）などの公開について、応募者に事前承諾を得る等の措置をとる必要があります。

【手順４】選考結果の通知

公募委員の選考結果について、区協議会が市長へ推薦を行った後に応募者へ書面等（区協議会長名）で通知します。

※　通知方法については、「公募委員募集要項」にて定めます。

○浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例

平成 18 年 12 月 1 日
浜松市条例第 78 号

（趣旨）

第１条　この条例は、区の設置並びに区の事務所の名称、位置及び所管区域に関し必要な事項を定めるとともに、地域住民の意見を行政運営に反映させ、地域における市民協働を推進し、もって住民自治の推進を図るため設置する区協議会に関し必要な事項を定める。

（区の設置）

第２条　地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 20 第 1 項の規定に基づき、本市の区域を分けて、次の区を設ける。

(1)　中区
(2)　東区
(3)　西区
(4)　南区
(5)　北区
(6)　浜北区
(7)　天竜区

２　前項の区の区域は、別表第 1 のとおりとする。

（区の事務所）

第３条　地方自治法第 252 条の 20 第 2 項の規定による区の事務所（以下「区役所」という。）の名称、位置及び所管区域は、別表第 2 のとおりとする。

（区協議会の設置）

第４条　地方自治法第 252 条の 20 第 6 項の規定に基づく区地域協議会として、区ごとに区協議会を置く。

（区協議会の名称及び区協議会委員の定数）

第５条　区協議会の名称及び区協議会の構成員（以下「区協議会委員」という。）の定数は、別表第 3 のとおりとする。

２　区協議会委員の定数を変更しようとするときは、当該区協議会の意見を聴かなければならない。

（区協議会委員の選任）

第６条　区協議会委員は、規則で定めるところにより、区の区域内に住所を有する者のうちから市長が選任する。

２　市長は、区協議会委員の選任に当たっては、公平性、透明性、当該住民の多様な意見の適切な反映及び地域の事情に配慮しなければならない。

（区協議会委員の任期）

第７条　区協議会委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の区協議会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

２　区協議会委員は、再任することができる。この場合において、再任は、1 回限りとする。

（平 21 条例 48・一部改正）

（区協議会の会長及び副会長）

第８条　区協議会に会長及び副会長 1 人を置く。

２　会長及び副会長の任期は、区協議会委員の任期による。

３　会長は、区協議会の事務を掌理し、区協議会を代表する。

４　副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会長及び副会長の選任及び解任）
第９条　会長及び副会長は、区協議会委員の互選により定める。
２　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、会長及び副会長を解任することができる。
(1)　心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。
(2)　職務上の義務違反があると認めるとき。
(3)　前２号に掲げるもののほか、その職に必要な適格性を欠くものとして、区協議会に出席する区協議会委員の３分の２以上の同意があるとき。
（区協議会の責務）
第１０条　区協議会は、当該区内の住民及び諸団体等の多様な意見の調整を行い、地域における市民協働活動の要となるよう努めるものとする。
（区協議会の権限）
第１１条　区協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。
(1)　当該区の区役所が所掌する事務に関する事項
(2)　前号に掲げるもののほか、市が行う当該区の区域に係る事務に関する事項
(3)　市の事務処理に当たっての当該区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項
２　市長は、この条例に定めがあるもののほか、次に掲げる市の施策に関する重要事項であって、区の区域に係るものを決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、区協議会の意見を聴かなければならない。
(1)　新市建設計画に関する事項
(2)　合併協議会における協議事項その他その協議に係る重要な事務事業に関する事項
(3)　基本構想及び総合計画その他これらに準じるものとして市長が認める計画に関する事項
(4)　区役所に係る予算編成に関する事項
(5)　大規模な組織改編に関する事項
(6)　区の区域内における、庁舎その他の公用施設及び当該区域の住民生活に密接に関連する公の施設の設置又は廃止に関する事項
(7)　前各号に掲げるもののほか、規則で定める重要な事項
３　教育委員会は、区に係る学校の統廃合、通学区域その他の教育に関する重要な事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、区協議会の意見を聴かなければならない。
（市及び市長等の責務）
第１２条　市は、区協議会の運営について必要と認める予算上の措置を講じるものとする。
２　市長その他の市の機関は、前条各項までの意見を勘案し、必要があると認めるときは、適切な措置を講じなければならない。
３　市長その他の市の機関は、前条各項までに規定する事項その他市政に関する事項について、区協議会に対する情報の提供に努めなければならない。
（区協議会の会議）
第１３条　区協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。
２　会長は、区協議会委員の４分の１以上の者から会議の招集の請求があるときは、会議を招集しなければならない。

３　会議は、区協議会委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。
４　会議の議事は、出席する区協議会委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
５　前項の場合においては、議長は、区協議会委員として議決に加わる権利を有しない。
６　第４項の規定にかかわらず、規則で定める重要事項は、出席する区協議会委員の３分の２以上の同意をもって決するものとする。
７　会長は、必要があると認めるときは、区協議会委員以外の者に対し、会議に出席して行う説明又は助言、資料の提出その他の協力を求めることができる。
８　前各項に掲げるもののほか、会議の運営について必要な事項は、規則で定める。

（区協議会の委員会）

第１４条　区協議会は、その事務の一部について審議させるため、議決により委員会を置くことができる。
２　前項の委員会の委員は、区協議会委員のうちから区協議会において選任する。
３　前項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、区協議会が定める。

（区協議会の庶務）

第１５条　区協議会の庶務は、当該区の区役所において行う。

（連絡調整）

第１６条　区協議会は、規則で定めるところにより、区協議会相互の連絡調整を行うものとする。

（区協議会の権限と他の附属機関の権限等との調整）

第１７条　市長は、第11条第２項の規定にかかわらず、法令又は条例の規定により設置した他の附属機関への諮問、法令、条例その他の規程の規定による公聴会又は意見公募手続その他これらに準じる手続を行う場合においては、区協議会の意見を聴かないことができる。

（委任）

第１８条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、平成19年４月１日から施行する。ただし、附則第３項から第５項までの規定は、公布の日から施行する。

（浜松市地域自治区の設置等に関する条例の廃止）

２　浜松市地域自治区の設置等に関する条例（平成17年浜松市条例第40号）は、廃止する。

（準備行為）

３　第６条第１項及び第19条第１項の規定による区協議会委員及び地域協議会委員の選任並びにこれらに関し必要なその他の行為は、この条例の施行の日前においても、これらの規定の例により行うことができる。
４　この条例の公布の際現にされている附則第２項の規定による廃止前の浜松市地域自治区の設置等に関する条例（以下「旧条例」という。）第５条第１項の規定による地域協議会（浜松地域協議会及び浜北地域協議会を除く。）の構成員の選任（補欠の構成員の選任を除く。）に係る行為は、当該地

域協議会と同一の区域に置かれる地域協議会の地域協議会委員の選任について、前項の規定により行われているものとみなす。

5　この条例の公布の際現にされている旧条例第5条第1項の規定による浜北地域協議会の構成員の選任(補欠の構成員の選任を除く。)に係る行為は、浜北区協議会の区協議会委員の選任について、附則第3項の規定により行われているものとみなす。

(会議の招集の特例)

6　この条例の施行後最初に行われる区協議会及び地域協議会の会議は、第13条第1項(第26条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、市長が招集する。

附　則(平成21年2月27日浜松市条例第1号)

この条例は、平成21年3月1日から施行する。

附　則(平成21年9月4日浜松市条例第48号)

この条例中第1条の規定は平成22年4月1日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。

附　則(平成22年2月25日浜松市条例第1号)

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は地方自治法(昭和22年法律第67号)第9条の2第6項において準用する同法第9条第6項の規定による告示の日(平成22年3月16日)又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附　則(平成22年6月17日浜松市条例第34号)

1　この条例は、平成22年10月4日から施行する。

2　浜松市佐久間・水窪霊きゅう自動車条例(平成17年浜松市条例第231号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附　則(平成23年9月29日浜松市条例第46号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

(平21条例1・平22条例1・一部改正)

区	区域
中区	池町　田町　板屋町　東田町　木戸町　相生町　中島町　名塚町　富吉町　天神町　領家一丁目　領家二丁目　領家三丁目　中島一丁目　中島二丁目　中島三丁目　中島四丁目　向宿一丁目　向宿二丁目　向宿三丁目　佐藤一丁目　佐藤二丁目　佐藤三丁目　中央一丁目　中央二丁目　中央三丁目　松城町　高町　中山町　三組町　鴨江町　西伊場町　南伊場町　和地山一丁目　和地山二丁目　和地山三丁目　富塚町　和合町　泉町　高丘町　鴨江一丁目　鴨江二丁目　鴨江三丁目　鴨江四丁目　文丘町　布橋一丁目　布橋二丁目　布橋三丁目　広沢一丁目　広沢二丁目　広沢三丁目　鹿谷町　山手町　蜆塚一丁目　蜆塚二丁目　蜆塚三丁目　蜆塚四丁目　泉一丁目　泉二丁目　泉三丁目　泉四丁目　佐鳴台一丁目　佐鳴台二丁目　佐鳴台三丁目　佐鳴台四丁目　佐鳴台五丁目　佐鳴台六丁目　葵東一丁目　葵東二丁目　西丘町　葵東三丁目　高丘東一丁目　高丘東二丁目　高丘東三丁目　高丘東四丁目　高丘東五丁目　高丘西一丁目　高丘西二丁目　高丘西三丁目　高丘西四丁目　高丘北一丁目　高丘北二丁目　高丘北三丁目　高丘北四丁目　葵西一丁目　葵西二丁目　葵西三丁目　葵西四丁目　葵西五丁目　葵西六丁目　花川町　神明

	町　肴町　連尺町　紺屋町　利町　伝馬町　鍛冶町　旭町　千歳町　大工町　栄町　元魚町　旅籠町　平田町　塩町　成子町　菅原町　海老塚町　砂山町　北寺島町　寺島町　龍禅寺町　浅田町　森田町　春日町　神田町　瓜内町(1番地から1813番地までを除く。)　法枝町(1番地から210番地まで)　東伊場一丁目　東伊場二丁目　西浅田一丁目　西浅田二丁目　上浅田一丁目　上浅田二丁目　南浅田一丁目　南浅田二丁目　海老塚一丁目　海老塚二丁目　元城町　尾張町　元目町　北田町　常盤町　早馬町　下池川町　中沢町　山下町　元浜町　八幡町　野口町　船越町　細島町　茄子町　新津町　助信町　曳馬町　十軒町　早出町　城北一丁目　城北二丁目　城北三丁目　住吉一丁目　住吉二丁目　住吉三丁目　住吉四丁目　住吉五丁目　幸一丁目　幸二丁目　幸三丁目　幸四丁目　幸五丁目　萩丘一丁目　萩丘二丁目　萩丘三丁目　萩丘四丁目　萩丘五丁目　小豆餅一丁目　小豆餅二丁目　小豆餅三丁目　小豆餅四丁目　高林一丁目　高林二丁目　高林三丁目　高林四丁目　高林五丁目　上島一丁目　上島二丁目　上島三丁目　上島四丁目　上島五丁目　上島六丁目　上島七丁目　曳馬一丁目　曳馬二丁目　曳馬三丁目　曳馬四丁目　曳馬五丁目　曳馬六丁目
東区	植松町　将監町　神立町　西塚町　上西町　丸塚町　上新屋町　宮竹町　大蒲町　子安町　和田町　天龍川町　篠ケ瀬町　北島町　薬師町　薬新町　安新町　安間町　材木町　龍光町　長鶴町　白鳥町　松小池町　中里町　中野町　国吉町　上石田町　市野町　小池町　中田町　原島町　天王町　下石田町　笠井町　笠井上町　笠井新田町　豊町　豊西町　恒武町　貴平町　常光町　流通元町　中郡町　西ケ崎町　大島町　大瀬町　積志町　有玉北町　有玉南町　有玉西町　半田町　有玉台一丁目　有玉台二丁目　有玉台三丁目　有玉台四丁目　半田山一丁目　半田山二丁目　半田山三丁目　半田山四丁目　半田山五丁目　半田山六丁目
西区	西山町　神ケ谷町　大久保町　神原町　入野町　西鴨江町　志都呂町　伊左地町　佐浜町　大人見町　古人見町　和地町　湖東町　大山町　和光町　深萩町　平松町　呉松町　白洲町　舘山寺町　庄内町　協和町　庄和町　村櫛町　篠原町　坪井町　馬郡町　大平台一丁目　大平台二丁目　大平台三丁目　大平台四丁目　桜台一丁目　桜台二丁目　桜台三丁目　桜台四丁目　桜台五丁目　桜台六丁目　舞阪町舞阪　舞阪町長十新田　舞阪町浜田　舞阪町弁天島　雄踏町宇布見　雄踏町山崎　雄踏一丁目　雄踏二丁目　これらの町字に隣接する浜名湖
南区	渡瀬町　三和町　飯田町　青屋町　鶴見町　新貝町　大塚町　下飯田町　頭陀寺町　本郷町　西伝寺町　安松町　石原町　金折町　老間町　古川町　立野町　四本松町　芳川町　恩地町　参野町　都盛町　大柳町　鼡野町　御給町　下江町　富屋町　西町　東町　長田町　河輪町　三新町　江之島町　西島町　福島町　松島町　遠州浜一丁目　遠州浜二丁目　遠州浜三丁目　遠州浜四丁目　楊子町　三島町　瓜内町(1番地から1813番地まで)　白羽町　中田島町　寺脇町　福塚町　法枝町(1番地から210番地までを除く。)　田尻町　新橋町　堤町　米津町　小沢渡町　倉松町　卸本町　高塚町　増楽町

	若林町　東若林町
北区	初生町　三方原町　東三方町　豊岡町　三幸町　大原町　都田町　滝沢町　鷲沢町　根洗町　新都田一丁目　新都田二丁目　新都田三丁目　新都田四丁目　新都田五丁目　細江町小野　細江町気賀　細江町中川　細江町広岡　細江町三和　引佐町井伊谷　引佐町伊平　引佐町奥山　引佐町金指　引佐町狩宿　引佐町川名　引佐町黒渕　引佐町渋川　引佐町四方浄　引佐町白岩　引佐町田沢　引佐町田畑　引佐町栃窪　引佐町兎荷　引佐町西久留女木　引佐町西黒田　引佐町花平　引佐町東久留女木　引佐町東黒田　引佐町別所　引佐町的場　引佐町三岳　引佐町谷沢　引佐町横尾　三ヶ日町宇志　三ヶ日町大崎　三ヶ日町大谷　三ヶ日町岡本　三ヶ日町上尾奈　三ヶ日町駒場　三ヶ日町佐久米　三ヶ日町下尾奈　三ヶ日町只木　三ヶ日町都筑　三ヶ日町津々崎　三ヶ日町釣　三ヶ日町鵺代　三ヶ日町日比沢　三ヶ日町平山　三ヶ日町福長　三ヶ日町本坂　三ヶ日町摩訶耶　三ヶ日町三ヶ日　これらの字に隣接する浜名湖及び猪鼻湖
浜北区	寺島　中条　横須賀　高畑　西美薗　東美薗　油一色　本沢合　道本　沼　貴布祢　小林　善地　高薗　竜南　新野　新堀　八幡　永島　上善地　小松　内野　内野台一丁目　内野台二丁目　内野台三丁目　内野台四丁目　平口　染地台一丁目　染地台二丁目　染地台三丁目　染地台四丁目　染地台五丁目　染地台六丁目　上島　中瀬　豊保　於呂　根堅　尾野　宮口　新原　大平　堀谷　灰木　三大地　四大地
天竜区	二俣町二俣　二俣町大園　二俣町阿蔵　二俣町鹿島　二俣町南鹿島　山東　次郎八新田　大谷　船明　只来　横川　横山町　月　小川　相津　伊砂　大川　佐久　谷山　西雲名　東雲名　熊　神沢　大栗　安　西藤平　東藤平　阿寺　芦窪　長沢　懐山　石神　上野　両島　青谷　渡ケ島　米沢　日明　緑恵台　春野町領家　春野町堀之内　春野町胡桃平　春野町和泉平　春野町砂川　春野町大時　春野町長蔵寺　春野町石打松下　春野町田黒　春野町筏戸大上　春野町五和　春野町越木平　春野町田河内　春野町牧野　春野町花島　春野町杉　春野町川上　春野町宮川　春野町気田　春野町豊岡　春野町石切　春野町小俣京丸　佐久間町浦川　佐久間町川合　佐久間町半場　佐久間町中部　佐久間町佐久間　佐久間町奥領家　佐久間町相月　佐久間町戸口　佐久間町上平山　佐久間町大井　水窪町奥領家　水窪町地頭方　水窪町山住　龍山町大嶺　龍山町戸倉　龍山町下平山　龍山町瀬尻

別表第2(第3条関係)

(平21条例1・一部改正)

名称	位置	所管区域
中区役所	浜松市中区元城町103番地の2	中区の区域
東区役所	浜松市東区流通元町20番3号	東区の区域
西区役所	浜松市西区雄踏一丁目31番1号	西区の区域
南区役所	浜松市南区江之島町600番地の1	南区の区域
北区役所	浜松市北区細江町気賀305番地	北区の区域

浜北区役所	浜松市浜北区西美薗6番地	浜北区の区域
天竜区役所	浜松市天竜区二俣町二俣481番地	天竜区の区域

別表第3(第5条関係)

区	区協議会の名称	区協議会委員の定数
中区	中区協議会	20人以内
東区	東区協議会	20人以内
西区	西区協議会	25人以内
南区	南区協議会	20人以内
北区	北区協議会	25人以内
浜北区	浜北区協議会	20人以内
天竜区	天竜区協議会	25人以内

○浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則

平成 18 年 12 月 1 日
浜松市規則第 77 号

(趣旨)

第 1 条　この規則は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例(平成 18 年浜松市条例第 78 号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定める。

(区協議会委員の選任方法)

第 2 条　条例第 6 条第 1 項の規定による区協議会委員の選任は、当該区の区域内に住所を有する者のうち次に掲げるもののそれぞれから行う。

(1)　区協議会が選定した公共的団体等が推薦するその構成員

(2)　前号に掲げる者のほか、区協議会が推薦する者

2　区協議会は、前項第 2 号の規定による推薦に当たっては、あらかじめ、その全部又は一部について公募を行わなければならない。

3　区協議会は、第 1 項第 1 号の規定による選定にあっては次条第 1 項第 1 号の規定により策定された選定の案に基づき行うものとし、第 1 項第 2 号の規定による推薦にあっては次条第 1 項第 2 号の規定により策定された推薦者の案に基づき行うものとする。

4　前 2 項の規定にかかわらず、区協議会は、補欠の区協議会委員に係る第 1 項第 1 号の規定による選定及び同項第 2 号の規定による推薦について、前 2 項に規定する方法以外の推薦方法を定めることができる。

5　区協議会は、第 1 項第 1 号の規定による選定及び同項第 2 号の規定による推薦に当たっては、公平性及び透明性を確保するとともに、当該住民の多様な意見の適切な反映及び地域の事情を勘案した区協議会委員の構成となるよう配慮しなければならない。

(平 23 規則 51・全改)

(推薦会)

第 3 条　区協議会は、前条第 1 項第 1 号の規定による選定及び同項第 2 号の規定による推薦に関する次に掲げる事務を行うため、その指名した 3 人以上 7 人以内の区協議会委員による会議(以下「推薦会」という。)を置く。

(1)　前条第 1 項第 1 号の規定による選定の案の策定

(2)　前条第 1 項第 2 号の規定による推薦者の案の策定

(3)　前条第 2 項の規定による公募の方法の決定

(4)　前 3 号に掲げるもののほか、区協議会が必要があると認める事務

2　推薦会に属する区協議会委員は、前条第 2 項の規定による公募に応募することができない。

3　前 2 項に定めるもののほか、推薦会の運営に関し必要な事項は、区協議会が定める。

(平 23 規則 51・追加)

(規則で定める重要な事項)

第 4 条　条例第 11 条第 2 項第 7 号の規則で定める重要な事項は、区における地域振興を図るための基金の目的の変更及び廃止に関する事項とする。

(区協議会の会議の運営)

第 5 条　区協議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、随時開催するものとする。

2　会議は、公開とする。ただし、議長又は区協議会委員の 3 人以上の発議により、出席する区協議会委員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができる。

3　議長は、会議録を調製し、会議において定めた2人以上の区協議会委員が署名しなければならない。
4　区協議会委員は、第2条第1項第2号の規定による推薦のうち自己の推薦に係る事項については、その議事に加わることができない。
(平23規則51・一部改正)
(委任)
第6条　前条に定めるもののほか、区協議会の運営に関し必要な事項は、区協議会が定める。
(地域協議会委員の選任方法)
(連絡調整会議)
第7条　条例第16条の規定により区協議会相互の連絡調整を行うため、すべての区協議会の会長による区協議会会長会議を置く。
2　前項に掲げるもののほか、区協議会相互の連絡調整を行うため、必要に応じてすべての区協議会の会長及び副会長による区協議会正副会長会議を開催するものとする。
3　前2項に掲げるもののほか、区協議会相互の連絡調整を行うため、期間を定め、それぞれの区協議会委員による会議を置くことができる。
4　前3項の会議の運営は、区協議会の会議の運営の例による。
5　第3項の会議を置くときは、関係する区協議会の議決を経なければならない。
(細目)
第8条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。
附　則
(施行期日)
1　この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、附則第3項及び附則第5項の規定は、公布の日から施行する。
(浜松市地域自治区の設置等に関する条例施行規則の廃止)
2　浜松市地域自治区の設置等に関する条例施行規則(平成17年浜松市規則第142号)は、廃止する。
(区協議会委員の選任方法の特例)
3　第2条の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に行う中区協議会、東区協議会及び南区協議会の区協議会委員の選任は、市長が別に定めるところにより行う。
4　第2条の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に行う西区協議会、北区協議会及び天竜区協議会の区協議会委員の選任における同条の規定の適用については、同条第1項第2号中「区協議会」とあるのは「市長」と、同条第2項中「指名及び同項第2号の規定による推薦方法の決定は」とあるのは「指名は」と、「同号」とあるのは「同項第2号」とする。
(地域協議会委員の選任方法の特例)
5　第7条の規定にかかわらず、この規則の施行後最初に行う浜松西地域協議会及び浜松北地域協議会の地域協議会委員の選任は、市長が別に定めるところにより行う。
附　則(平成23年9月29日浜松市規則第51号)
1　この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第1条及び次項の規定は、公布の日から施行する。
2　第1条の規定による改正後の浜松市区及び地域自治区の設置等に関する条例施行規則第2条から第3条まで及び第5条の規定は、平成24年4月1日以後に任期が開始する区協議会委員を選任する場合について適用し、同日前に

任期が開始する区協議会委員を選任する場合については、なお従前の例による。

附　則（平成23年9月29日浜松市規則第51号）

1　この規則は、平成24年4月1日から施行する。

東区協議会　第２回　地域防災委員会　会議要旨

1　**開催日時**　　平成 27 年 9 月 10 日（木）午後 1 時 30 分～午後 3 時 30 分

2　**開催場所**　　東区役所　3 階　33 会議室

3　**出席者**　　区協防災委員：山田委員長、岡安、市川雄、髙森、田中、鈴木康、森田
区振興課：防災・統計 G 長　鈴木忠、防災・統計G　島、枝窪　合計１０人

4　**会議内容**

（１）今回の台風及び大雨による被害状況について

（委員からの意見）

○　東区それぞれの地域に水防団があれば、土のうなどの対応がより早く出来たのではないだろうか。

○　田んぼに水を供給するための蓋が閉じていて、水が流れなくなっていた。大雨の日は事前に蓋を上げておく必要がある。

○　稲刈り後のゴミが詰まり、水が流れなくなっている状況もあった。

○　静岡市では防災ラジオの貸し出しを 2,000 円で行っている。浜松でも行えないだろうか。

○　冠水した道を車で通ろうとして、車がへこむという事態も起きていた。

○　協働センターに土のうの袋を渡すだけでなく、水流を防ぐ素材（水を吸うと膨らむもの？）等準備しておいていただけるとありがたい。

（２）防災委員の取り組みに付いて

ア　前回決めたテーマに基づき、委員会で取り組む活動について検討した。

（委員からの意見）

防災の出前講座に視察に伺いたい。

ガールスカウトで子ども向けの講座を行っているが、その内容を出前講座で活かしたい。

イ　啓発活動としての、チラシ作成についてアイデアを募った

（委員からの意見）

回覧で回すだけでは効果が薄い、自主防から予算を募って、各家庭に一枚ずつ配付したい。

【決まったこと】

○　10 月 8 日笠井小の出前講座に委員が同行し、視察を行う。（山田委員長、田中、髙森、鈴木康）13 時ごろ、東区役所に集合して笠井小まで向かう予定。

○　チラシのアイデアに関しては次回の委員会までの宿題。

5　**その他**　　次回開催日 11 月 17 日（火）午後 13 時 30 分（33 会議室）

第3回地域福祉委員会議事概要

日　時　平成27年8月28日（金）13:30～15:00
会　場　東区役所　33会議室
出席者　稲垣邦圓、稲穂貴、小川典男、金指操、亀田順子、袴田勝次（順不同、敬称略）
　　中野一宏 社会福祉課長、鈴木教郎 長寿保険課長補佐、青木満弘 健康づくり課長
事務局　根本剛宏 区振興課

１　議題

健康寿命増進への取組みについて、現状の報告と浜松市で取り組む事業について報告を行った。

・社会福祉協議会の活動について
・健康教育について
・ロコモーショントレーニングについて

２　委員の意見交換（委員からの意見・提案）

○サロン活動やシニアクラブでの活動に市の保健師が年に何回か参加している。このような機会を増やすため、出前講座の活用などの取組みが必要であると思う。
○地区社会福祉協議会の活動が盛んな地区においては、シニアクラブも認知度も高くなっている。
○健康増進に関して意欲的に取り組む人はいいが、そのような活動に無関心な人に対し、どのように浸透させていくのか課題であると思う。
○高齢者が社会参加として、高齢者サロンやシニアクラブなどで継続的に様々な活動を行っていくことが必要である。
○高齢者サロンとシニアクラブだが、同一で活動を行っている場合や、全く別の活動を行っている場合がある。
○平均寿命と健康寿命について、実際にどのくらい健康な人がいるのか。一定の年齢に対して、どれだけ「健康な人」がいるのかデータが分かれば理解しやすい。
○活動に参加するにあたり、口コミや知り合いの勧誘で参加する場合が多い。自治会の回覧板などで参加を募っている場合があるが、参加者を増やすために、広報や募集方法について検討する必要がある。

３　次回開催

健康増進活動の視察を行う。
日時　9月16日（水）午後1時30分～
会場　半田団地公会堂

平成２７年９月１５日

報 道 発 表

浜松市 市民部 市民協働・地域政策課
地域政策グループ
℡ 053-457-2094　担当：千葉

浜松市

区協議会の開催日程（９月）について

区協議会が、次のとおり開催されます。

協議会名	回数	日 時	場 所	会議内容（予定）	傍聴定員	問合先
中区協議会	第5回	9月28日（月） 13:30～	浜松市役所北館 1階　101会議室	・（協議）浜松市斎場再編・整備方針（案）のパブリック・コメントの実施について ・地域課題について ・その他	6人程度 （先着順）	中区役所 区振興課 TEL:457-2210
東区協議会	第6回	9月25日（金） 13:30～	東区役所 3階　31・32会議室	・（諮問）平成28年度東区役所費の予算要求の概要について ・（協議）東区協議会推薦会の設置について ・（協議）浜松市斎場再編・整備方針（案）のパブリック・コメントの実施について ・地域課題について ・その他	10人程度 （先着順）	東区役所 区振興課 TEL:424-0115
西区協議会	第6回	9月30日（水） 13:30～	舞阪協働センター 3階　301・302会議室	・（諮問）平成28年度西区役所費の予算要求の概要について ・（協議）平成27年度地域力向上事業の採用事業について ・（協議）浜松市斎場再編・整備方針（案）のパブリック・コメントの実施について ・地域課題について ・その他	5人 （先着順）	西区役所 区振興課 TEL:597-1112
南区協議会	第6回	9月24日（木） 13:30～	五島協働センター 2階　講座室	・（諮問）平成28年度南区役所費の予算要求の概要について ・（協議）浜松市斎場再編・整備方針（案）のパブリック・コメントの実施について ・地域課題について ・その他	10人 （先着順）	南区役所 区振興課 TEL:425-1120
北区協議会	第5回	9月24日（木） 13:30～	引佐健康文化センター 2階　会議室1・2	・（協議）浜松市斎場再編・整備方針（案）のパブリック・コメントの実施について ・地域課題について ・その他	5人程度 （先着順）	北区役所 区振興課 TEL:523-1168
天竜区協議会	第6回	9月29日（火） 13:30～	水窪山村開発センター 3階　集会室	・（諮問）平成28年度天竜区役所費の予算要求の概要について ・（諮問）浜松市春野気田テニスコートの廃止について ・（協議）浜松市斎場再編・整備方針（案）のパブリック・コメントの実施について ・（協議）天竜区協議会推薦会の設置について ・地域課題について ・その他	5人程度 （先着順）	天竜区役所 区振興課 TEL:922-0013

＊浜北区協議会は開催しません。

＊傍聴の申し込みは、各区役所区振興課へお問い合わせください。